

給与勧告等のあらまし

平成20年10月15日
石川県人事委員会

《給与勧告のポイント》

- ～月例給、ボーナスとともに本年は水準改定なし～
- 1 公民給与の較差(0.01%、21円)が極めて小さく、月例給の水準改定は行わないが、医師の給与については特別に改善
- 2 期末・勤勉手当(ボーナス)も民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし

I 公民較差に基づく給与改定

1 民間給与の調査

県内の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の532事業所から層化無作為抽出した126の事業所について、給与改定の有無にかかわりなく、本年4月分として支払われた職種ごとの給与のほか雇用調整の状況等についても調査を行った。

2 職員給与と民間給与との比較

〈月例給〉

本県の行政職の職員と民間のこれに相当する職務に従事する者について、責任の度合、学歴、年齢等が対応すると認められる者同士の給与額を対比させ、精確に比較したところ、民間給与が職員給与を0.01%(21円)上回っていることが認められた。

- ・給与較差(本年4月) 0.01%

国家公務員において俸給表の改定が見送られたこと及び民間給与との較差の大きさなどを総合的に勘案して、本年は、月例給の水準改定を見送り

- ・医師の給与の特別改善(平成21年4月1日実施)

病院等に勤務する医師の確保が社会的な問題となる中で、勤務医を確保していくためには、適切な給与水準の確保が必要となることから、人事院勧告に準じ、医師の初任給調整手当を改定

〈ボーナス〉

昨年冬と本年夏の1年間における民間の支給割合と職員の年間支給割合を比較

- ・民間の支給割合 4.51月分、職員の支給割合(4.50月分)とおおむね均衡していること等から、水準改定なし

II 給与構造の改革

1 地域手当の支給割合の改定 平成21年4月1日から平成22年3月31までの間の暫定的な支給割合を引上げ(特別区 16% → 17%、大阪市 13% → 14%)

2 勤務実績の給与への反映の推進 国の動向を十分注視しながら、勤務実績の給与への反映を引き続き推進していくことが必要

III 今後の検討課題

1 人事評価制度の整備

本年、国においては、新たな人事評価制度及び評価結果の活用の基本的枠組みが示されるなど、来年度の施行に向けて準備を進めることとしているところ

本県においても、人事院勧告や国の動向を踏まえながら、人事評価制度の整備を進めていくことが必要

2 仕事と生活との両立支援促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ働くような職場環境の整備が求められている中で、育児や介護に携わる職員について両立支援の取り組みを促進していくことが課題。特に、育児については、本年5月に改定された石川県特定事業主行動計画を確実に実施することにより、仕事と生活の調和の実現を図っていくことが重要。

3 職員の健康保持

県民に対する質の高い行政サービスの提供や職員の健康福祉を増進する上からも、職員が心身ともに健康で職務に取り組める職場環境づくりは重要な課題。

近年、精神疾患による休職者数が増加傾向にあることから、職員に対し自らが健康保持に努めるよう注意喚起するとともに、管理職員も職員のストレス状況の把握やケアに努めるなど、職場環境の向上及び心身両面にわたる健康管理対策の強化をこれまで以上に進めていくことが必要。

4 超過勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進等

超過勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進は、公務能率の向上のみならず、仕事と生活の調和、職員の健康の保持に資する観点からも重要な課題。

超過勤務の縮減については、これまでこの課題に対応すべく具体的な取り組みが進められているが、引き続き超過勤務の縮減に向け着実に取り組むことが必要。

また、年次有給休暇の取得促進についても、本年から新たな取り組みが進められているが、今後とも職員の取得日数の増加に向け、引き続き努力していくことが必要。

なお、国においては、職員が裁判員等として裁判所へ出頭する場合について特別休暇としたところであり、本県においても、国の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることが必要。

5 教員に係る手当の見直し

国においては、中央教育審議会答申等を受けて、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定上、教員の特殊勤務手当のうち教員特殊業務手当を引き上げるとともに、義務教育等教員特別手当を縮減する方針が示されているところ。

本県においても、中央教育審議会答申及び国の方針等を踏まえつつ、所要の見直しを行っていくことが必要。

6 勤務時間の見直し

本年、人事院は、民間企業の所定労働時間との均衡を図るため、平成21年4月1日から職員の勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定するよう勧告したところ。

本県においても、人事院勧告の内容、国及び他の都道府県の見直しの動向を踏まえ、職員の勤務時間の見直しに向けて検討していくことが必要。

IV 勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告は、労働基本権を制約されている職員の適正な待遇を確保するため、地方公務員法の情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるものとして、県民の理解と支持を得ながら職員の給与の決定方法として定着。

民間準拠により職員の給与を決定する仕組みは、長期的視点から見ると、職員に対し県民から支持される納得性の高い給与水準を保障し、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、本県行政運営の安定に寄与するもの。

議会及び知事におかれでは、この勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請。